

「ふるさと春日井学」研究フォーラム

Forum for Furusato Kasugai Studies

「ふるさと春日井」まちづくりへの応援メッセージ
『ふるさと意識なくして地域の活性化なし』

会報

NO. 64

2018. 11. 17発行

編集責任者：河地 清

Kawachi-k@mb.ccnw.ne.jp

第64回「ふるさと春日井学」研究フォーラム

テーマ『ふるさと春日井の危機を救った人々』

—福澤諭吉と林 金兵衛—

平成30年10月7日(日)市民活動支援センター(ささえ愛センター)において「ふるさと春日井学」研究フォーラムをテーマ：『ふるさと春日井の危機を救った人々—福澤諭吉と林 金兵衛—』で、パネルディスカッション形式で実施された。福澤研究センター教授の西澤直子氏を招聘し、河地清氏と近藤雅英氏の3人をパネラーを務めた。西澤直子氏(1961年東京生まれ)は1983年から福沢研究センターの非常勤嘱託を経て、1986年に同常勤嘱託、1994年同教員系嘱託、2004年に同准教授、2014年からは同センター教授となり現在に至っている。西澤氏は1986年3月、文学研究科史学専攻史学国史学分野修士を終了。研究分野は日本史で、研究テーマは「近代日本における家族史・女性史」であった。「福澤諭吉の家族観・女性観を中心に」の副題。著書や口頭発表は多数あり、「近代日本と福沢諭吉」(慶應大学出版会)、「慶應義塾史事典」、「慶應義塾150年資料集」と「別巻慶應義塾史事典」、「福澤諭吉書簡集 総目録」(福澤手帳)、2001年の福澤諭吉没後百年記念「福澤諭吉著作集」の編集委員などの実績があります。今回の講演は「福澤諭吉から見た林金兵衛について聞きたい」と河地清氏からの注文があり、「福澤諭吉全集」や「福澤諭吉書簡集」から「春日井事件」の関与についてお話いただいた。講師は、西澤直子氏(慶應義塾大学福澤諭吉センター教授)、近藤雅英氏(春日井郷土史研究会副会長)、河地清氏(当代会長、福澤諭吉協会会員)でしていただきました。フォーラム参加者は21名でした。



講演する 西澤 直子氏、河地 清氏、近藤雅英氏

〈寄稿原稿〉

林金兵衛と福澤諭吉

慶應義塾福澤研究センター 教授 西澤直子

1. はじめに

本報告では、福澤諭吉は林金兵衛に何を期待したのかという観点から、2人の関係を考えたい。彼の履歴のなかで、注目すべき点を挙げるならば、文政8(1825)年愛知県春日井郡上条村(現春日井市和爾良地区)の豪農の家に生まれ、のちに代官所総庄屋を務めるような立場であったこと、そして明治以後は5(1872)年に愛知県第三大区権区长兼戸長に就任、その後愛知県第三大区長、明治12年には第1回県会議員選挙に当選し、翌年には初代東春日井郡長に就任したことである。すなわち彼は近世社会に於いても近代社会においても、地方自治における役職者であった。

2. 春日井事件 ー福澤諭吉との接点

1) 概要

林金兵衛と福澤諭吉との接点は、地租改正の際の地価査定をめぐる、愛知県春日井郡東部43か村が規定通りの調査を求めて地租改正事務局に訴え出した春日井事件である。明治11(1878)年2月林金兵衛等は交渉のため上京したが、結局明治12年2月に旧領主である徳川慶勝が救済金35000円を贈与し、県庁が明治14年から地租を改定する確約書を出すことで決着することになった。

2) 福澤諭吉の関与

2人が初めて出会ったのは明治11年4月2日で、福澤諭吉の「明治十年以降の知友名簿」に地租の案件で飯田重蔵、梶田喜左衛門と共に福澤邸を訪れた記事がある(『福澤諭吉全集』第19巻 p.336)。その後5月31日付の書簡で河野捨三に、林等からの反物や瀬戸物の贈物を返却するように頼むが、「小生は決して彼の人々をはね付け頓着せずと云ふにあらざ、唯々物を貰ふては私の気に済まぬと申までの事に候。其辺誤解無之様呉々も相願候」(『福澤諭吉書簡集』第2巻 pp.80~1、以下『書簡集』)とあり、福澤がこの問題に関心を抱いていることがわかる。6月21日になると、大隈重信に宛て、実情を反映しない改正の不利性を告げ、内々に大隈の考えを尋ねる書簡を出している(『書簡集』第2巻 pp.86~7)。その際福澤が「小生は敢て出願人に左袒するにあらざ」という表現を使うのは、相手の真意を引き出すための福澤流のレトリックであろう。

林金兵衛宛の福澤諭吉の書簡は現在8通が知れているが、もっとも古い日付は明治11年10月15日付(『書簡集』第2巻 pp.105~6)で、地位再銓評も始まることになり、官民の喧嘩は民の「十分之勝」であるから、これ以上の争論の激化は避け、県庁も必ず人民を保護するので、「近く交りて相親し」み治めることを望んでいる。しかし再銓評は、西部農民の拒否にあい実現せず、10月24日には激昂した農民たちが巡幸中の天皇に直訴しようとして、林金兵衛が鎮める一件が起こる。この影でも福澤は林に、天皇巡幸に従っている大隈重信に随行中の小泉信吉を紹介している。また11月17日には、前島密に宛て地租改正事務局の方針について内々聞き合わせている(『書簡集』第2巻 pp.112~3)。その際も「小生素より関り知る所にあらざ」「小生も程よく金兵衛其外之者を打払いたし度」という表現を使用しているが、これも大隈宛同様であろう。

決着後、福澤は明治12年3月3日付の書簡で、約束の「儉約示談」の脱稿を知らせ(『書簡集』第2巻 pp.172~3)、9月7日付書簡(『書簡集』第2巻 pp.246~7)では、同文の活版印刷50部送付を伝えてい

る。「儉約示談」とは「尾張国春日井郡和爾良村を始め合して四十二ヶ村儉約示談の箇条」（『全集』第20巻 p.p.214～8）で始まり、明治9年から12年の間の凶作飢饉より甚だしかった難渋に対し、今後は農家業に精を出すことはもちろん、汲んだ水が漏れないよう「桶の底の穴を塞さぐ」ため儉約をすべきで、心得るべき一条はみだりに舶来品を買わないこと、輸入超過の日本の現状を考えれば、舶来品の不買は「国の独立」を助ける「国に対しての御奉公」となると説いている。

3. 福澤諭吉の意図 —なぜ林金兵衛たちの行動を支援したのか。

1) 人民と官との関係

福澤はなぜ林等の行動を支援したのであろうか。前掲の10月15日付書簡で、彼は「人民」は「官」に対して「之ニ恐怖するなく、之ニ無礼するなく、之に倭するなく、之を疎ニするなく、近く交りて相親しむニ在るのミ」と主張する。福澤は、近代社会は個人が主体となるべきであると考え、「一身」から「一家」「一国」へ展開すべきと捉えていた。初めに強靱な国家建設をめざし、その構成員として適当である「一家」、その「一家」にふさわしい「一身」を探ったわけではなかった。そして政府が「一国衆人の名代なる者」としての役割を果たすべきと主張した（『著作集』第10巻 p.2, pp.6～7）。彼の構想をまとめるならば、「一身」らはじまり、「人間交際」を通じて社会を形成し、国家へと展開する。その構想においては、「民」とその代表者である「官」との良好な関係の形成は重要な案件であった。

2) 地方自治のあり方

福澤は明治9年12月に「分権論」、明治10年5月に「旧藩情」を記し、中津の士族たちに写本を送った。この両著では地方自治を取り上げている。特に「分権論」（『著作集』第7巻 p.2～98）では、国権には「政権」（「ガールメント」）と「治権」（「アドミニストレーション」）があり、政権は立法や徴兵、外交、造幣等に関する「全国一般に及ぼして恰も一樣平面の如くならしむるの権力」であるが、治権は警察、道路・橋梁・堤防の営繕、学校・社寺・遊園の建設、衛生など「国内各地の便宜に従い事物の順序を保護してその地方に住居する人民の幸福を謀ること」で、その土地々々の状況を考慮する必要があると述べる。すなわち福澤にとって、健全な地方自治体制をいかに構築し維持するかは、近代日本必須の課題であった。

3) 『通俗民権論』

林金兵衛等と面会をした頃の福澤の考えを知るには、同時期の著作の検討も有効であろう。面会後の4月18日に執筆を開始し、6月18日脱稿、9月に刊行したのが、『通俗民権論』（『著作集』第7巻 p.100～139）である。同書の中で彼は、民選議員設立建白書以降の自由民権運動およびその主張は、政権獲得が運動の中心に据えられ、本来の民権の拡張に不熱心であると批判する。民権においては、私権の拡張および治権の維持が重要であるとし、「（人民は）不分明の箇条あれば不審を起して之を詮索することなり。政府と人民との間には、法律の約束もあり、出入差引の勘定もあり。是等の事に付き分り難きこともあらんが故に、遠慮なく颯々と詮索するまでのこと」という。すなわち、「民」は「官」に対し正当な要求を正当な方法で行うべきである。ただし彼は自己主張をするだけでなく、官民の協力と調和も大切であるとする。

4. 地方名望家の役割 —林金兵衛への期待

1) 「先導者」としてのミドルクラス

明治以降、近世とは異なる新しい官と民の関係を形成するには、「先導者」が必要である。福澤は『学問のすゝめ』第5編（『著作集』第3巻 pp.55～7）で「国の文明は上政府より起るべからず、下小民より生

ずべからず、必ずその中間より興て衆庶の向う所を示し、政府と並立て始て成功を期すべきなり」と「ミッヅルカラッス」の役割を述べている。この第5編は慶應義塾で学ぶ者に対しての演説が元であり、当時塾生の中心をなすのは士族層であった。彼は士族には「我日本の社会中に存在してその運動を支配する一種の力」があるという。また「余輩が所謂士族とは、必ずしも双刀を帯して家禄を有したる武家のみを云うに非ず。医者にて、儒者にて、或は町人百姓にて、読書、武術等の一芸に志して天下の事を心頭に掛る者をば概して之を論ずる」と、そこには地方名望家も含まれると述べている（「分権論」『著作集』第7巻 p.7, p.48）。福澤は「徳教は耳より入らずして目より入る」（たとえば『著作集』第10巻 p.312）の主張から、変革、特にモラルの形成には良き手本が必要だと考えていた。彼は、「先導者」の役割を地方名望家にも期待していた。明治13年3月6日付書簡（『書簡集』第2巻 pp.333~4）では、林の東春日井郡長としての働きに期待を寄せている。

2) ネットワークの核

単に「先導者」としてだけではなく、ミドルクラスに対して新しい社会のネットワークの核になることも期待した。明治12年9月7日付書簡（『書簡集』第2巻 pp.246~7）では、「結社の思召の由、至極の御事なるべし」「人は相談、相依て知恵も進み又事業の融通も付くものなれば、結社の御企は如何にも美事と可申」と述べ、林の結社形成を称賛している。そしてその名前として、「独立して孤立せず 人民世に在て自から存する」に由来する「自存社」を提案している。まさに福澤の近代社会構想を表す言葉といえよう。

また当初慶應義塾関係者を中心に計画され、世務諮詢や都鄙間の情報格差の是正、情報の信憑性の担保を担い、帰属意識による結びつきが一身独立の助けとなる交詢社へ、林自身の入社、そして春日井地方の人びとへの入社勧誘も依頼している（明治12年10月11日付・11月10日付林金兵衛宛書簡、『書簡集』第2巻 pp.262~3, pp.282~3）。

3) 家産の維持

明治12年10月15日付の書簡（『書簡集』第2巻 pp.270~1）では、丸家銀行への加入も勧めており、日本経済の基盤として、地方名望家の家産も重要であると考えていたことがわかる。

5. おわりに

「一身独立」から「一国独立」への展開は、福澤の近代日本に対する社会構想の根幹をなすものであった。私権の拡張や治権の確立、官民調和は、その必須要件であったといえる。そしてそれらのためには、地方において、人びとが自らの権利について、政府に対し正当に発信することは重要であった。林金兵衛への支援には、そうした彼の社会構想との関わりが指摘できる。ただ福澤は多分に戦略的で、それが時に誤解を生むといえる。

福澤から林金兵衛への現存する最後の手紙は、近況を報じ時折の出京を促したものである（明治13年8月12日付『書簡集』第3巻 pp.20~1）。地方名望家としての林金兵衛への期待を読み取ることができよう。

〈参照文献〉

『福澤諭吉全集』再版 全21巻+別巻 岩波書店 1969~71年

『福澤諭吉書簡集』全9巻 岩波書店 2001~3年

『福澤諭吉著作集』全12巻 慶應義塾大学出版会 2002~3年

※後日当日フォーラムの発表の補足という形でまとめの原稿をいただきましたので掲載させていただきました。

－発表要旨－

I. 河地清氏による資料は①春日井郡 43 ケ村地租改正増租率一覧(東春日井郡農会史より)②福澤諭吉と林金兵衛の年譜③林金兵衛動向年表④林金兵衛・福沢諭吉・栗本鋤雲・徳川義勝・安場保和・富田主水の人間相関図⑤論文「春日井郡四十三ケ村 地租改正反対運動と官民調和」(河地清、福沢諭吉年鑑 31 から抜粋 P97-113 平成 16 年 3 月「東海近代史研究」掲載に一部加筆)⑥福澤諭吉の林金兵衛宛書簡(明治 11.10.15、秋冷之候…)⑦これまでの「ふるさと春日井学」研究フォーラムでの関連発表集(a)「ふるさと春日井の危機を救った人々」(会報 10 2013.11)(b)「明治 10 年代における「地域再生」～春日井郡の自力更生運動を中心に」(会報 48 2017.1)(c) 「林金兵衛とはどんな人物か」(会報 56 2018.1.20)と膨大な資料を配布された。

(1) 「林金兵衛と福沢諭吉」と題して … 明治の初め春日井郡において地租改正反対運動が高揚、激化し爆発寸前の状態でした。すでに全国では茨城、新潟、三重で暴動が発生し、警察、軍隊と衝突していました。春日井郡では明治 11 年 10 月 25 日 4～5000 人の農民による天皇直訴の動きがありました。反対運動は明治 9 年～12 年の 3 年におよぶ長期にわたり村々の経費の増大、財政の逼迫が続き、疲弊をしていました。このような危機を金兵衛が運命的な出会いをはたした福澤諭吉の尽力によって歴史は大きく展開してゆくことになります。」と演題を設定。

(2) 春日井郡の地租改正への不満 … 春日井郡の地租改正による**増租率は平均で 153.8%**の贈であった。**最高は下津尾の 603.5%増**だった。猪子石原 415.1%増、**下市場 316.5%増**、吉根 273.1%増、中志段味 275.3%増、**大泉寺新田 245.0%増**、**勝川妙慶新田 220/8%増**、**下条原新田 211.1%増**と増加率が高かった。増加率は高いが租額は少ない村だ。新旧の租税額比の増加**租額**の大きかったのは**和爾良**が 251 石増(旧租 631 石から新租 883 石へ)と最大であった。次が**下原新田**の 225 石増(旧租 234 石から新租 459 石へ、増加率は 196.3%増)だった。ちなみに歎願運動から脱落した**高蔵寺**は旧租 128 石から 170 石へ 42 石増、増加率は 133%増の平均増加率以下であった。

II. 近藤雅英氏の「郷土誌かすがい 第 69 号」(H22.11.1)の「私の研究」～「林金兵衛に宛てた福沢諭吉の手紙」から … 地租改正では等級を定めて地価算定をする以外に石高に組み入れてなかった隠田などを容赦なくむ洗い出したため、田畑の面積が 44.5%も増えた。と書かれている。「私の研究」には福沢諭吉の「秋冷の候、益々御精穆奉拝賀…」の手紙の判読文が載せられ、地租改正事務局に**地租改正の再調査の嘆願**に対するの当局からの唯一の回答とみられるものが示されたことに対して諭吉が所感を述べたものだとしている。再調査を求めるのは、村位等級を決めるにあたって、作業の遅れを急ぐあまり、全体の税額を確保することを最優先するあまり、ずさんで強引な丈量を行い、積み上げ方法を無視して、郡全体の総額を先に定めて置き、それを各村に割り当て、村ごとの地価を決める方法をとったことから、地租改正に反対するのではなく、あくまでも村位等級などを押し付けるのではなく、規則通りに合った方法に基づいて収穫量と、それに見合う等級を、再検討してほしいと異議申し立てをしたものととらえている。

III. 西澤直子氏の講演レジュメから、春日井事件の経緯と概要、諭吉との接点を『書簡集』から拾う …
(1)**林金兵衛の履歴**について 文政 8(1825)年、春日井郡上条村の豪農の家に生まれる。安政 5(1858)年から水の代官所総庄屋を務める。明治 5(1872)年愛知県第三大区権區長兼戸長に就任、7 年からは第三大区長を務める。地租改正に際し地価詮評議員に選出され、春日井郡議長に任命される。明治 12(1879)年、第 1 回

県会議員選挙に当選し、翌年には初代東春日井郡長に就任。 **(2)春日井事件～福沢諭吉との接点①概要**
… 地租改正の際の地価査定をめぐって、愛知県春日井郡では東部と西部に粗密があり、東部 43 か村が条例の規定通りの査定を求めて起こした闘争。県係官の強制的な態度もあって、東部では歛当局による「収穫年賦書」を承認せず、県庁に嘆願したが聞き入れられず、地租改正事務局に交渉すべく、明治 11(1878)年 2 月林金兵衛等が上京した。明治 12 年 2 月に旧藩主である徳川慶勝が救済金 3500 円を贈与し、県庁が明治 14 年から地租を改定する確約書を出すことで決着した。**(3)福澤諭吉の関与** … 明治 11 年 2 月 林金兵衛ら嘆願のために上京 3 月 内務省地租改正事務局へ哀願書提出(9 日 地租改正ノ儀ニ付哀願書、11 日 地租改正之儀ニ付副哀願書)同年 **4 月 2 日** 林金兵衛、初めて福沢諭吉と会う。

※「明治十一年四月二日地租の事に付来訪 尾張春日井郡和爾良村 林金兵衛 飯田重蔵 梶田喜左衛門」
[明治十年以降の知友名簿]←『福澤諭吉全集』第 19 卷

※同年 5 月 31 日付河野捨三宛書簡 林等からの反物畝ものの贈物を断り返却する 「小生は決して彼の人々をはね付け頓着せずと云ふにあらず、唯々物を貰ふては私の気にすまぬと申までの事に候、其辺誤解無之様呉々も相願候」 ← 『福澤諭吉書簡集』第 2 卷

同年 **6 月 21 日付** 大隈重信宛書簡 ※実情を反映しない改正の不利益性を告げ、内々に大隈の考えを尋ねる。「小生は敢て出願人に左祖するにあらず」と福澤流のレトリック←『書簡集』**10 月 15 日付** 林金兵衛宛書簡 ※「更訂」(地位再詮評)も始まることになり、官民の喧嘩は民の「十分之勝」であるから、これ以上の争論は避け、県庁も必ず人民を保護するので、「近く交て相親し」み治めることを望む。「此機を失して再び破裂してハ、最早手の付け様は有之間敷、何卒堪忍に堪忍して、治まり候様事祈候」と落としどころを考えるべきと←『書簡集』第 2 卷しかし再詮評は、すでに地価が決定していた西部農民の拒否にあい実現せず、**10 月 24 日**には激昂した農民たちが巡幸中の天皇に直訴しようとするのを、林金兵衛が鎮める一件が起こる。⇒福澤が林に大隈重信に随行中の小泉信吉を紹介し、林は京都で小泉に会い、天皇巡幸に同行している大隈に取り次いでもらう。

11 月 17 日付 前島密宛書簡 ※地租改正事務局の方針について(聞き届けはできないが、少しは色をつけて請願を許すのか、「人民の破裂」を待つのか、「破裂」はしないだろうと安心しているのか)、内々聞き合わせる。「小生素より関り知るところにあらず」「小生も程よく金兵衛其外之者を打払いたし候」 *これも福澤流レトリックで決着の道を提言**明治 12 年 2 月**徳川慶喜より救済金 3500 円と県庁より明治 14 年から改定を行う確約書で解決**同年 3 月 3 日付** 林金兵衛宛書簡で、約束の「儉約示談」の脱稿を知らせ、連絡を求める。

同年 9 月 7 日付 林金兵衛宛書簡 「儉約示談」活版印刷 50 部の送付を伝え、計画の結社名に「自存社」を提案する。← 『福澤諭吉書簡集』第 2 卷「尾張国春日井郡和爾良村を始め合して四十二ヶ村儉約示談の箇条」は『全集』第 20 卷に載る※明治 9 年から 12 年の間は、凶作飢饉が続くより甚だしい難渋であった。今後は農業家業に精を出すことはもちろん、「桶の底の穴を塞ぐ」ように儉約をすべきである。心得るべき一条は、みだりに舶来品を買わないことで、輸入超過の日本の現状を考えれば「国の独立」を助ける「国に対しての御奉公」となる。

IV. 西澤直子氏による福沢諭吉の意図～なぜ金兵衛たちの行動を支援したのか ①人民と官との関係について金兵衛宛書簡(明治 11.10.15)に「人民官に接するの要ハ、之ニ恐怖することなく、之ニ無礼するな

く、之ニ倂(おもね)するなく、之ニ疎ニするなく、近く交りて相親しむニ在るのミ」 ②福沢諭吉の近代社会構想 「一身独立して一家独立し、一国独立して天下も独立すべし」「一国衆人の名代なるもの」としての政府 民と官の良好な関係の形成が重要と説く③地方自治のあり方では、分権論を説き、中央集権一辺倒によって起る弊害を説く。④金兵衛との面会後に執筆開始し、6月18日に脱稿、9月に「通俗民権論」刊行。自由民権運動批判。

⑤林金兵衛への期待～地方名望家の役割 …塾生に先導者としてのミドルクラスの役割を説く林金兵衛宛書簡(明治13.3.6)で東春日井郡長としての働きに期待「郡長に為りて村民を撫育し」


⑥地方名望家がネットワークの核になることを期待する … 明治12.10.11 11.10日書簡で地方同志を地方の実情に合わせながら交詢社への入社勧誘は依頼する。帰属意識を持つことが一身の独立の助けとなる。地方名望家としての林金兵衛への期待は明治13.8.22の書簡でわかる。

(記録：塚田忠雄)

OPINION

「まちづくり」「官民協働」は、市民の自発性から

「春日井市都市計画マスタープラン地域懇談会」に出席しました。(平成30年11月17日)「春日井のまちのミライ」について市民が意見を述べるというものです。各地域別に分かれてどのような「まちづくり」をして行くのかを話し合いました。私は、中部地区(東部・南城・松原中学校区)鳥居松エリアが対象となるテーブルでした。歴史的・文化的・経済的・行政的にも春日井市発展の中心地区であるべき位置にある鳥居松エリアの「ミライ」について様々な意見が出ました。居住地域の狭小な道路・渋滞の改善、コミュニティバスの効率の有効な運行と見直し、下街道の景観維持と郷土館などの歴史資源の活用、商店街の活性化と行政の積極的支援、第六次総合計画の方向性「地域資源を積極的に活用する」を軸に議論すべきである等々……。今回は、12月16日です。一言苦言を……。これぐらいの企画なら、わざわざコンサルタント業者に依頼しなくてもいいのではないかと、税金の適切な支出か？疑問。人材活用の観点から市民・行政の協働で主体的に進めるべきではないでしょうか。補助金行政と、コンサルタント依存は、市民自らの創意工夫と自主性を損ない、失敗してきた過去の反省を肝に銘じて進めていって欲しいと感じました。そして、市民の声は、端に「聞き置く」のではなく確実に具現化していただきたい。(文責：河地 清)

資料2	実施内容
	<ol style="list-style-type: none">1. 地域懇談会について2. 都市計画マスタープランについて3. 春日井市の現状4. 本日の意見交換について5. 次回の地域懇談会について

〈次回案内〉

第 65 回

ふるさと



西山製鉄遺跡 炉の遺構

春日井学研究フォーラム

Forum テーマ：『ふるさと春日井ものづくり事始め』

「古代製鉄たたら西山遺跡の保存活動」

講師：小木曾 真秋 氏（春日井郷土史研究会会員）

「たたら製鉄から見るグローバル化と地球環境問題」

講師：渋井 康弘 氏（名城大学経済学部教授）

日 時：2019年1月13日（日）午後1時30分～4時

場 所：市民活動支援センター（ささえ愛センター）2階

TEL：0568-56-1943（〒486-0837 春日井市春見町3番地）

※（非会員の方のみ資料代500円当日徴収させていただきます。）定員80名（定員で切り切ります）

※申し込み 事務局：〒486-0825 春日井市中央通り2-9 TEL・FAX0568-82-5973 会長 河地 清

mail address:kawachi-k@mb.ccnw.ne.jp

かすがい市民活動情報サイト：<http://kasugai.genki365.net/> [ふるさと春日井学検索](#)

後援：春日井市教育委員会

フォーラム案内は中日新聞「ウィークエンドガイド」（毎週金曜日）近郊版に掲載します